



行革元年スタート ~プランの実践パート3~

今月号は行政改革シリーズの第3弾として、公の施設の指定管理者制度についてご説明いたします。

今まで町の「公の施設」の管理は、直営または法律で規定する特定の団体等が行っていましたが、法律の改正により今までより幅広い法人その他の団体が、指定管理者として「公の施設」を管理できるようになりました。

町では、各施設の管理状況を踏まえながら、今までどおり直営で行う施設と指定管理者制度で行う施設に振り分けていくこととなります。

指定管理者制度移行にあたって、指定管理者の指定を受けることを考えており、制度を詳しくお知りになりたい団体等は、総務課まちづくり推進室までご連絡ください。

「公の施設」とは？

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供する施設として地方公共団体が設けるもの」で、公園、公民館、体育施設、保育所、墓地、葬斎場、ごみ処理場、交流施設など、様々な施設がこれに当たります。

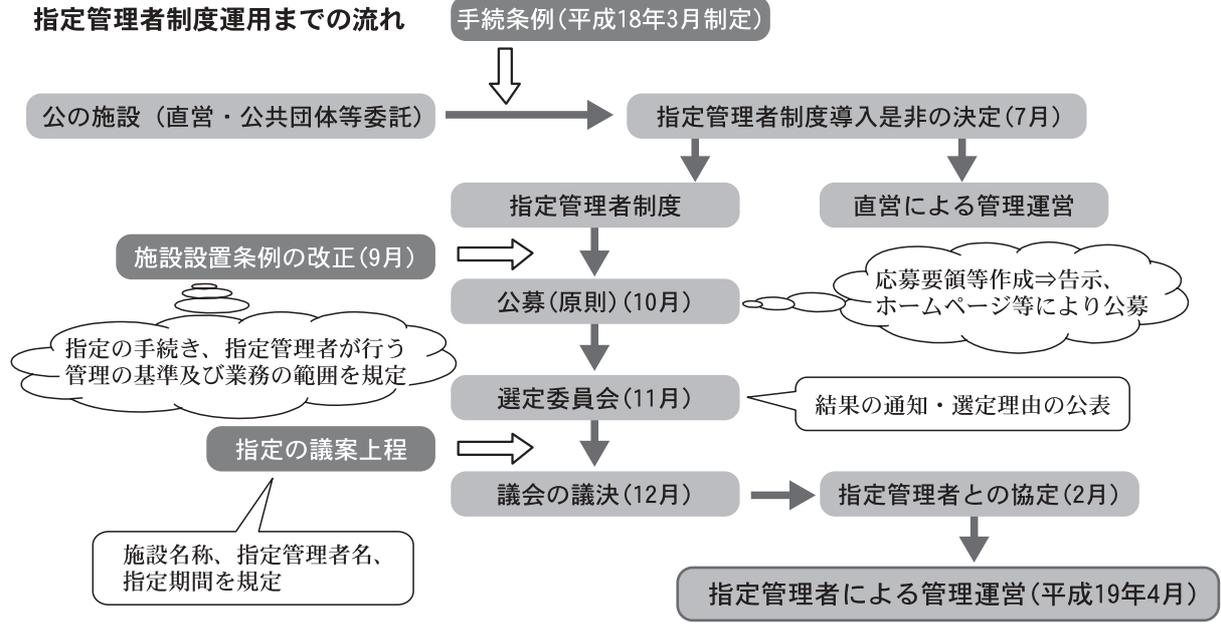
ただし、庁舎、試験研究施設などのように、住民の利用に供することを直接の目的としない施設や財政上の必要のため設けられる施設、社会公共の秩序維持のために設けられる施設は公の施設には該当しません。

指定管理者制度とは？

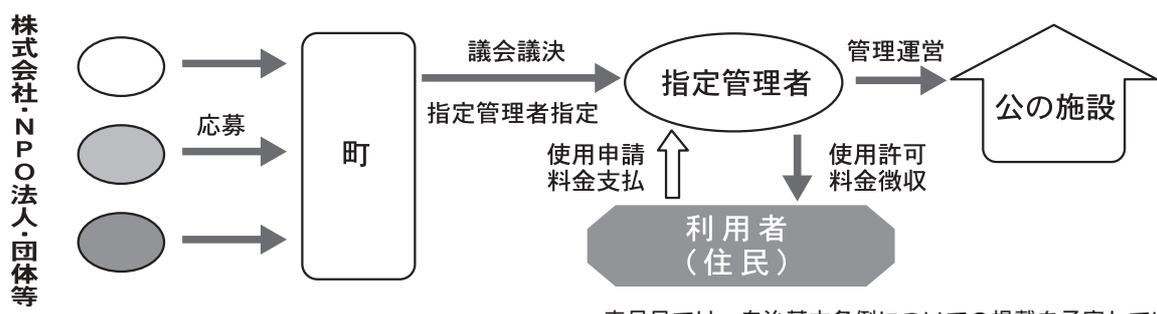
平成15年の地方自治法改正により、「指定管理者制度」という新しい制度ができました。

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに効率的に対応するため、公共施設の管理に民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費削減などを目的に創設された制度です。

指定管理者制度運用までの流れ



※南宗谷線地区広域米穀類乾燥調製施設は、本年9月に指定管理者制度に移行します。



来月号では、自治基本条例についての掲載を予定しています。